

「福島県屋外広告物条例及び同施行規則」の一部改正について

1 改正の概要

- (1) 福島県景観条例の改正に伴い、特別規制地域等の規定を改めました。
- (2) 屋外広告物法の改正に伴い、自動車又は電車に表示される広告物のうち、景観行政団体等の市町村（屋外広告物法第28条に規定する事務を処理することができる市町村）の条例の規定に従って表示される広告物について、条例の適用を除外する規定を追加しました。
- (3) 電光表示広告物等の設置の許可基準を新設し、許可基準の変更に伴う経過措置について、新基準に適合しない広告物等で簡易広告物以外のものについては、なお従前の例によるものとするよう特例措置を設けました。

2 施行期日

- (1)及び(3)については平成21年10月1日。(2)については公布の日。

3 電光表示広告物等の設置基準の新設について

景観への配慮、交通安全上の問題等の観点から、他の広告物と区分して電光表示広告物等の設置基準を設定し、平成21年10月1日から施行します。

(1) 規制の対象

「電光表示広告物等」とは、電氣的に発光することにより常時表示の内容をさせることができる装置（電光表示装置）を有する広告物等をいいます。常時画像が変化するものでない単なる点滅広告は含みません。

(2) 規制の考え方

良好な景観、生活環境及び風致を維持する必要がある第一種特別規制地域等は、原則として電光表示広告物等の設置を禁止とすることとし、第二種特別規制地域等、第一種普通規制地域等、第二種普通規制地域等においては、電光表示広告物等の面積基準を見直し、従来の表示面積の2分の1程度とし、また、広告物の種類により以下の規制を行うこととします。詳細については、[別紙](#)のとおりです。

自己用広告（自己の事業所等に表示する広告物）の適用除外基準

高さ基準については、敷地内の建物の高さを超えないこととします。

広告物の種類による普通規制地域等における許可基準

・屋上利用広告

眺望景観の観点から、第二種普通規制地域等を除く地域では、屋上への設置を禁止とします。

・アーチ広告塔

交通安全等の観点から、道路を跨いで設置するアーチ広告塔への設置を禁止とします。

- ・ 壁面突出広告（建物の外壁面から突き出して設置する広告物）
交通安全等の観点から、壁面突出広告に電光表示広告物等を利用する場合は道路上へ突き出ししないものとします。

- ・ 建植広告（支柱を土地に定着させて設置する広告物）
沿道景観と交通安全の観点から、第二種普通規制地域等を除く地域では、建植の電光表示広告物については自己用に限定します。

(3) 経過措置について

電光表示広告物等の耐用年数等を考慮し、許可期間満了時に新基準に適合しない広告物等で簡易広告物以外のものは、旧基準により更新許可ができるよう経過措置を設けます。

旧基準で許可不要で掲出されている自己用などの電光表示広告物等について、改正基準の施行以前に設置された、改正前基準で適法のものであるという確認をうけることにより、21年10月1日以降も引き続き許可不要で掲出できます。



映像が表示される電光表示広告物等



文字情報が表示される電光表示広告物等